

我が国水産業の現状と課題

目次

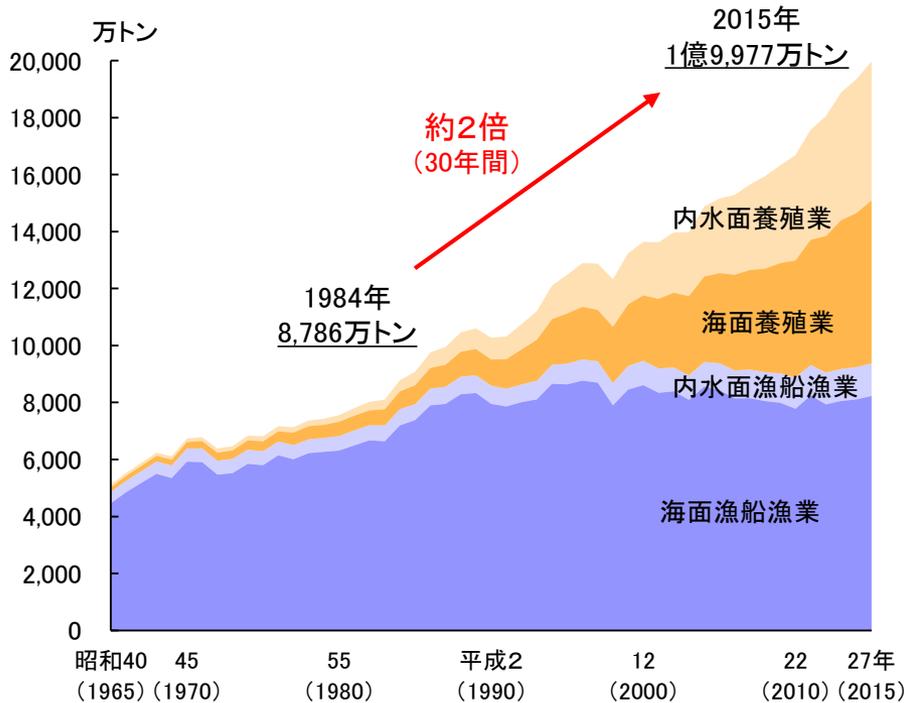
1. 総論	1
2. 資源管理	7
3. 遠洋・沖合漁業等（漁業許可制度）	21
4. 沿岸漁業、養殖業（漁業権免許制度）	32
5. 流通・加工等	51
6. 漁協	58

総論

世界及び日本の漁業生産量の推移

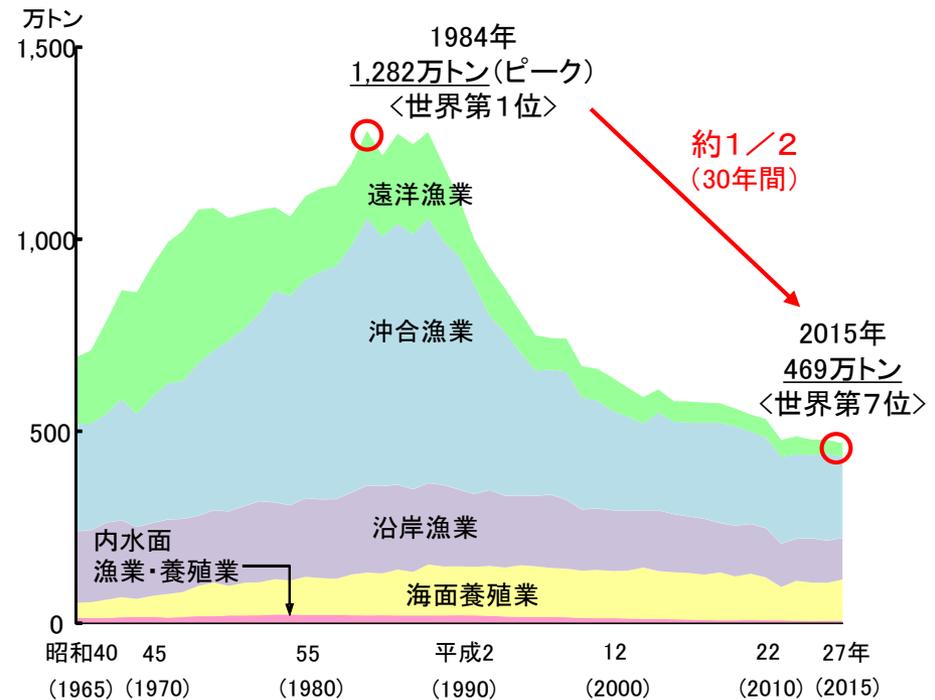
- 世界の漁業生産量はこの30年間で約2倍になる一方、日本の漁業生産量は約1/2になったところ（世界第1位から世界第7位へ）。
- 世界では養殖生産が約5割を占めるが、日本では約2割。

世界の漁業生産量の推移



資料:FAO「Fishstat(Capture production, Aquaculture production 1965-2015)」及び
農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

日本の漁業生産量の推移



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

漁業生産力の国際比較

- 日本では遠洋・沖合・沿岸において多様な漁業が営まれているが、全体として見た場合、漁業者1人当たり・漁船1隻当たりの生産量については、アイスランド、ノルウェー、ニュージーランドより著しく少ない。

国名	漁業者数 (千人)	漁船数 (隻)	漁業生産量 (千トン)	漁業者1人当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり生産量 (トン/隻)
アイスランド	6	822	1,104	225.2	791.7
ノルウェー	18	5,939	3,788	214.5	637.9
スペイン	33	9,895	1,346	40.6	136.0
イタリア	27	12,675	331	12.3	26.1
ニュージーランド	2	1,367	553	258.5	404.2
米国	281	75,695	5,406	19.2	71.4
日本	173	152,998	4,769	27.6	31.2
韓国	109	71,287	3,313	30.3	46.5
中国	14,161	1,065,319	76,149	5.4	71.5

資料：農林水産省「漁業センサス2013」(漁船(日本、2013年))、「漁業就業動向調査」(漁業者数(日本、2014年))、「漁業・養殖業生産統計」(生産量(日本、2014年))、FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2016」(漁業者数(中国))、中国農業部漁業局「中国漁業年鑑」(漁船(中国))、OECD「OECD Review of Fisheries: Country Statistics 2015」(漁船、漁業者数(上記以外))及びFAO「Fishstat (Capture Production)」(生産量(日本以外、2014年))

注：日本以外の国の漁業者数及び漁船数について、アイスランドは2012年、ニュージーランド及び韓国は2013年、ノルウェー、スペイン、イタリア、米国及び中国は2014年

日本の漁業種類別の漁業生産力

- 漁業種類ごとに見ると、沖合底びき網、大中型まき網等は、生産量が多く、経営体や漁船数は少ないため、1経営体当たり・1隻当たりの生産量が多い。
- 他の漁業種類は、経営体数や漁船数が非常に多く、総じて生産性が低い。

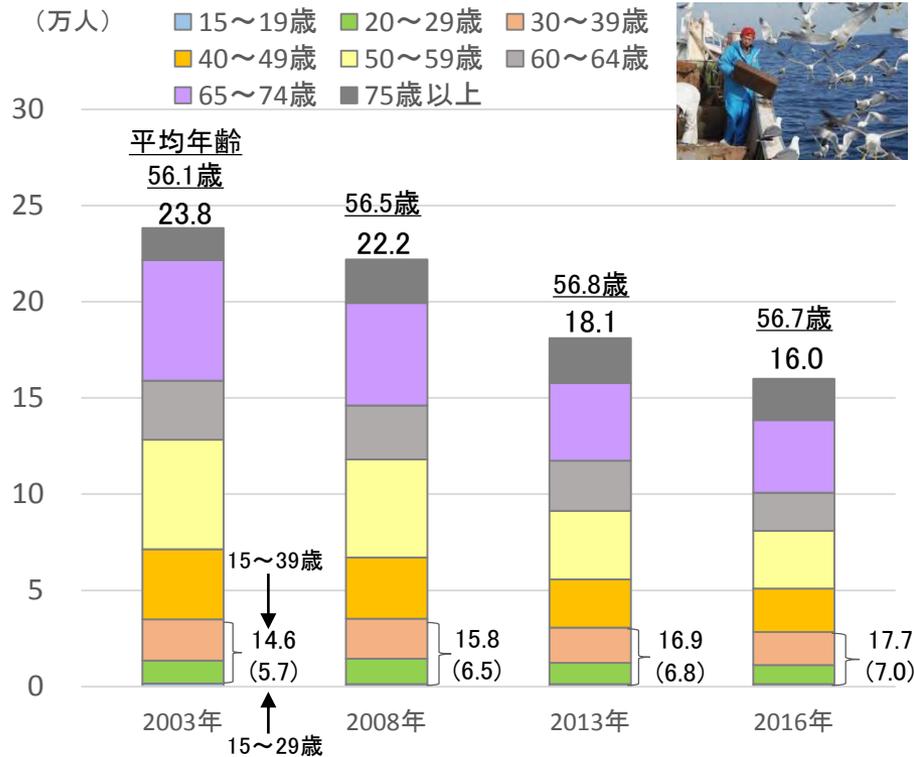
	漁業種類名	概要	主な魚種 (下線はTAC魚種)	生産量 (百トン)	経営体数 (経営体)	漁業 従事者数 (人)	漁船数 (隻)	1経営体当たり 生産量 (トン/経営体)	1漁業従事者 当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり 生産量 (トン/隻)
沖合	沖合底びき網 【大臣許可】	周辺水域で底びき網を使用して行う漁業(15t以上)	<u>スケソウダラ</u> 、ホッケ、カレイ、 <u>スワイガニ</u> 等	2,090	228	2,480	314	916.7	84.3	665.6
	大中型まき網 【大臣許可】	周辺水域等でまき網を使用して行う漁業(40t以上)	<u>サバ</u> 、 <u>イワシ</u> 、 <u>アジ</u> 、 <u>スルメ</u> 、 <u>カツオ</u> 、マゴロ等	8,377	69	3,900	377	12,140.6	214.8	2,222.0
沿岸・地先沖合	中型まき網等 【知事許可】	沿岸水域でまき網を使用して行う漁業(5t以上40t未満)等	<u>サバ</u> 、 <u>イワシ</u> 、 <u>アジ</u> 等	4,581	375	4,311	1,734	1221.6	106.3	264.2
	小型底びき網 【知事許可】	沿岸水域で底びき網を使用して行う漁業(15t未満)		3,019	7,438	12,493	10,285	40.6	24.2	29.4
	その他の刺網 【知事許可】	刺し網(かじき等流し網等以外)を使用して行う漁業		1,192	12,738	17,002	18,211	9.4	7.0	6.5
	その他の釣	釣漁業(まぐろはえ縄、かつお一本釣、いか釣以外)		315	15,141	14,353	18,143	2.1	2.2	1.7
	大型定置網 【漁業権】	沿岸水域で定置網を使用して行う漁業(設置水深27m以上)	<u>イワシ</u> 、 <u>サバ</u> 、 <u>アジ</u> 、 <u>ブリ</u> 、 <u>マゴロ</u> 等	2,126	431	6,258	2,185	493.3	34.0	97.3

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(生産量(2014年))、「漁業センサス2013」(経営体数、漁業従事者数、漁船数)
注：「漁業従事者数」は、2013年11月1日現在の海上作業従事者数であり、経営体数より少ない場合がある。

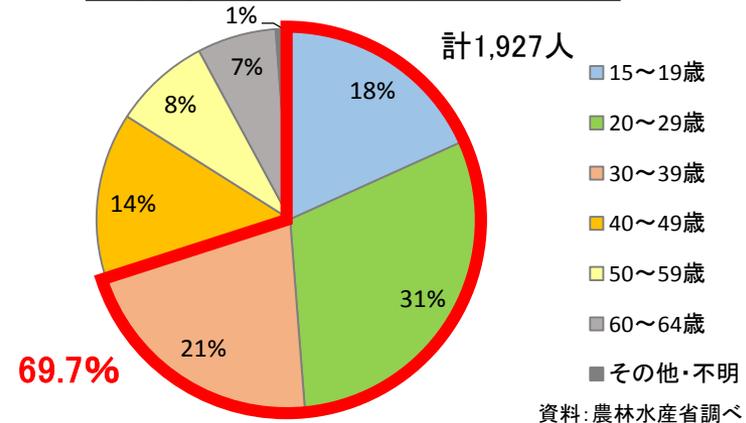
日本の漁業者数・年齢構成の推移

- 漁業就業者数は減少傾向にあり、2016年は16.0万人。平均年齢は56.7歳。
- 近年、毎年2千人程度(2016年:1,927人)が新規就業しており、29歳以下が約5割、39歳以下が約7割を占める。
- 新規就業者のうち約6割が雇われ。経営体のうち法人の割合が高い大型定置網、まき網ではほとんどが雇われ。

漁業就業者の推移



新規就業者の年齢構成(2016年)



新規就業者が就業した主な漁業種類(2013年)

	合計	個人経営体の 自営のみ	雇われ	経営体のうち 法人の割合
大型定置網 (沿岸・地先沖合)	132	4	128	60.1
船びき網 (沿岸・地先沖合)	111	26	85	7.6
小型底びき網 (沿岸・地先沖合)	104	43	61	0.9
その他の漁業 (沿岸・地先沖合)	98	70	28	0.9
その他の釣 (沿岸・地先沖合)	96	89	7	0.3
中・小型まき網 (沿岸・地先沖合)	95	1	94	37.1
採貝・採藻 (沿岸・地先沖合)	95	84	11	0.3
その他の刺網 (沿岸・地先沖合)	87	65	22	0.6
大中型まき網 (沖合)	82	0	82	92.8
全新規就業者数	1,649	615	1,034	

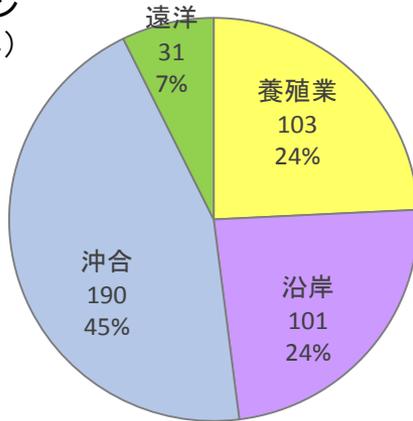
資料:農林水産省「漁業センサス」(2003、2008、2013年)、「漁業就業動向調査」(2016年)
 注1:2008年(平成20年)センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年(平成15年)センサスとは連続しない。
 注2:平均年齢は、漁業就業動向調査より各階層の中位数を用いた推計値(75歳以上の場合は「80」を使用)。

資料:農林水産省「漁業センサス2013」
 注1:「新規就業者」は過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者(個人経営体の自営のみ場合は、前述のうち海上作業に30日以上従事した者)
 注2:「法人」とは、会社、漁業協同組合、漁業生産組合。

(参考) 日本の漁業生産の構造

生産量

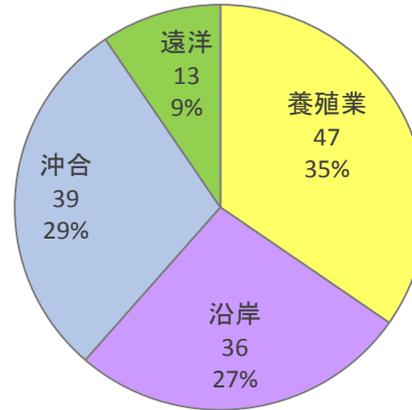
425万トン
(2016年)



資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

生産額

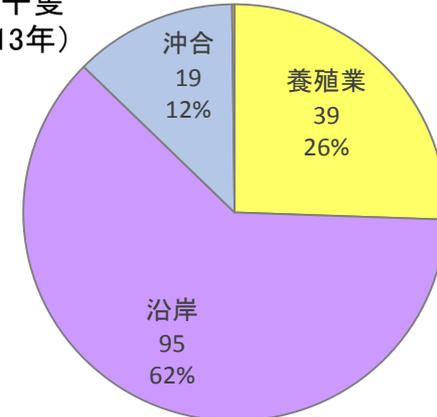
135百億円
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業生産額」(総額)
注: 内訳の金額は、農林水産省「漁業センサス2013」の漁業種類別販売金額を基に推計

漁船数

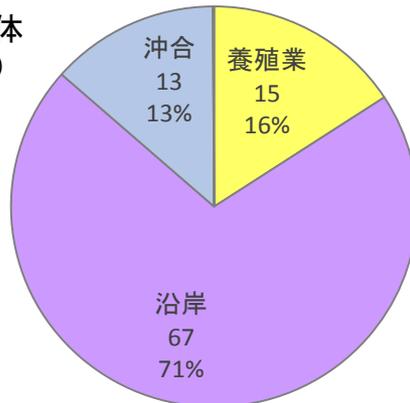
153千隻
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「遠洋」は288隻(0.2%)

経営体数

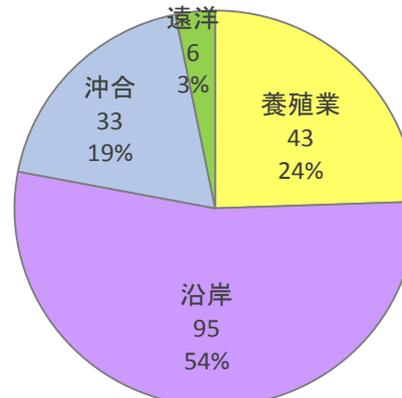
95千経営体
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「遠洋」は101経営体(0.1%)

漁業従事者数

178千人
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「漁業従事者数」は、2013年11月1日時点の海上作業従事者数

- 注1: 内水面漁業・養殖業を除く。
注2: 「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろ)、まぐろはえ縄(遠洋)、かつお一本釣り(遠洋)、いか釣(遠洋)が含まれる。
注3: 「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中・小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、かつお一本釣り(近海、沿岸)、いか釣(近海、沿岸)が含まれる。
注4: 「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣、その他の釣、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

資源管理

資源管理の意義

- 漁業を成長産業とするには、資源を持続的かつ最大限に利用できることが必須であり、科学的根拠に基づき資源を評価し、その評価に基づき漁獲量を適切に管理していくことが不可欠。

【 情報の収集 】

○ 漁獲・水揚げ情報の収集

- ・漁獲情報(漁獲量、努力量等)
- ・漁獲物の測定(体長・体重組成等)

○ 調査船による調査

- ・海洋観測(水温・塩分・海流等)
- ・仔稚魚調査(資源の発生状況等)
- ・標識放流(回遊状況等)等

○ 採集した資料・標本の分析

- ・胃内容物分析(被捕食関係)
- ・耳石・鱗標本の分析(年齢査定等)等

【 資源評価 】

収集した情報に基づき資源量、親魚量と加入量の関係(再生産関係)や漁獲の強さを調べ、資源水準(注)を明らかにした上で、資源管理目標(資源の維持、回復等)等を検討し、資源管理の選択肢を提言。

注：資源水準は、資源を長期的に見たときの現在の位置を示す物差し。日本では高位、中位、低位に区分。

【 資源管理 】

インプットコントロール (投入量規制)

- ・操業隻数制限 ・漁船トン数制限
- ・操業期間制限 ・漁船馬力制限等

テクニカルコントロール (技術的規制)

- ・漁具制限 ・漁獲物制限
- ・地域制限 ・漁期制限等

アウトプットコントロール (産出量規制)

- ・漁獲可能量(TAC)
- ・個別割当方式(IQ)等

【 ルールの遵守を担保する仕組み 】

- ・公的機関による漁業取締り(法令違反を強制的に取締り)
- ・採捕数量の管理
- ・漁業者の相互監視等

アウトプットコントロールの方式

- 資源の状態や将来の動向予測等から「生物学的許容漁獲量(ABC: Allowable Biological Catch)」を算出。これを基礎とし、「漁獲可能量(TAC: Total Allowable Catch)」を設定。通常 $ABC \geq TAC$ となる。
- TACを管理する手法として、「非個別割当方式」、「個別割当(IQ: Individual Quota)方式」に大別。また、IQ方式には、割当ての譲渡を認めた「譲渡性個別割当方式(ITQ: Individual Transferable Quota)方式」がある。

生物学的許容漁獲量(ABC): 資源の現状や将来の動向予測等を踏まえ、資源の維持、又は増大を目指そうとする場合に生物学的に推奨される漁獲量



漁獲可能量(TAC)

区分	内容
非個別割当方式	漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく各種規制の下で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによって漁獲可能量の管理を行うもの
個別割当(IQ)方式	漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行うもの
譲渡性個別割当(ITQ)方式	漁業者又は漁船ごとの割当量に譲渡性を付与し、当該割当量を他の漁業者に自由に譲渡又は貸付けができるようにしたもの

資源管理の国際比較

- ノルウェーやアイスランドでは、漁船ごとのIQを中心として、インプットコントロール、テクニカルコントロールを組み合わせて資源管理を実施。
- 日本では、インプットコントロール、テクニカルコントロールを中心に資源管理を行っており、IQ方式をとっているのは、ミナミマグロ、大西洋クロマグロ、ベニズワイガニの3魚種のみ。

国名	資源管理手法					アウトプットコントロールの状況			漁獲量に占める輸出割合
	インプットコントロール	テクニカルコントロール	アウトプットコントロール			TAC対象魚種	IQ制度の導入状況	漁業構造の変化	
			TAC	IQ	ITQ				
アイスランド	・漁業許可 ・漁船登録等	・操業規制 ・漁具規制等	25種	25種	25種	マダラ、タラ類、カラスガレイ、カレイ類、ニシン、大西洋サバ、エビ類等	<ul style="list-style-type: none"> ・1990年、ITQ導入のための漁業法成立 ・総漁獲金額の98%以上をITQで管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・隻数減少 ・漁船あたり漁獲量の増加 	57%
ノルウェー	同上	同上	19種	19種	-	マダラ、その他タラ類、大西洋サバ、アジ、カラスガレイ、シシャモ、ニシン等	<ul style="list-style-type: none"> ・1990年から、漁船の階層ごとに漁獲枠を割り当て、漁船に付随した漁獲枠を売買可能なIQ方式として実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・隻数減少 ・漁船大型化 ・小規模漁業者減少顕著 ・漁船あたり漁獲量の増加 	71%
イギリス	同上	同上	78系群	78系群	78系群	マダラ、その他のタラ類、大西洋サバ、ニシン、カレイ類等	<ul style="list-style-type: none"> ・2002年からITQを開始 ・TACは、①生産者組合(PO)、②POに属さない大型船(10m以上)、③POに属さない小型船、に分割 ・POに配分された分は、各POの裁量により一括管理またはIQとして個人に配分。ITQを認めるか否かもPOの裁量 	<ul style="list-style-type: none"> ・隻数、漁業者数とも減少傾向で推移 	89%

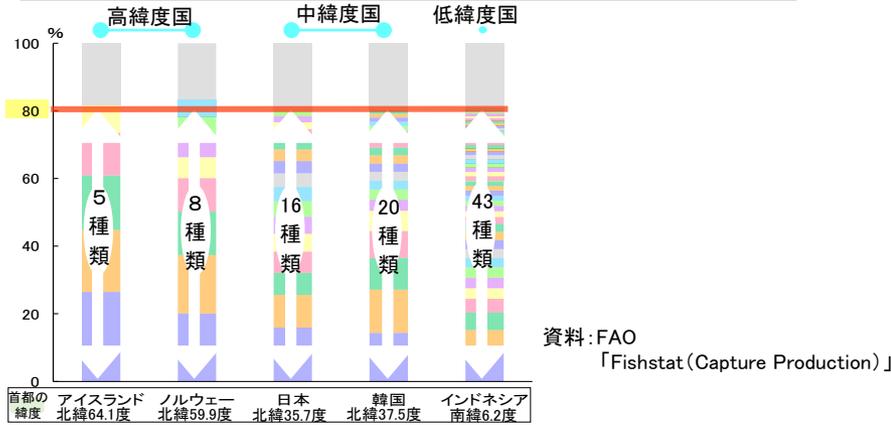
国名	資源管理手法					アウトプットコントロールの状況			漁獲量に占める輸出割合
	インプットコントロール	テクニカルコントロール	アウトプットコントロール			TAC対象魚種	IQ制度の導入状況	漁業構造の変化	
			TAC	IQ	ITQ				
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業許可 ・漁船登録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業規制 ・漁具規制等 	約290系群	約100系群	4系群	スケトウダラ、マダラ、ホタテ、オヒョウ、タラバガニ、大西洋クロマグロ等	<ul style="list-style-type: none"> ・海域別に設立された地域漁業管理理事会の下で実施(大西洋クロマグロはNOAAが管理) ・小規模漁業者がITQを購入する際の財政支援、ITQ保有量や譲渡の制限、地域割当など補完施策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・隻数は微減 ・漁業者数ほぼ維持 	22%
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業許可 ・漁船登録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業規制 ・漁具規制 ・洋上投棄禁止等 	638系群	638系群	638系群	ホキ、イカ、アジ、バラクーダ、タラ類、オレンジラフィー等	<ul style="list-style-type: none"> ・商業漁業はITQに基づき管理 ・総漁獲量の7割を管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者数、隻数は減少した後、維持 	57%
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業許可 ・漁業権 ・漁船登録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業規制 ・漁具規制 ・体長制限等 	7種	3種	-	マイワシ、マアジ、マサバ及びゴマサバ、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ミナミマグロ、大西洋クロマグロ、ベニズワイガニに導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者数、隻数減少 ・漁業者あたり漁獲量はほぼ維持 	12%

資料: 各種資料を元に水産庁が作成

(参考) 日本の漁業の特徴

- 一般に中・低緯度地域は高緯度地域と比べ魚種の多様性が高い。全生産量の8割を占める魚種数は高緯度地域に位置するアイスランドの5種、ノルウェーの8種に対し、中緯度地域に位置する日本は16種。
- 全生産量の9割を占める漁業種類は、ノルウェーの2種に対し、日本は11種。
- 特に、日本の沿岸漁業においては定置網漁業が生産量の約4割を占めるが、定置網漁業は魚種選択性が低い。

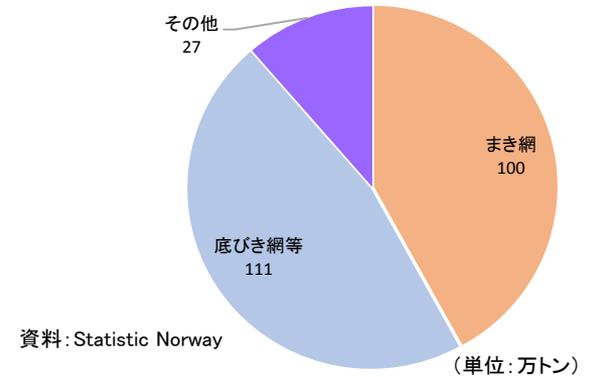
①全漁獲量の8割を占める魚種数の国際比較(2015年)



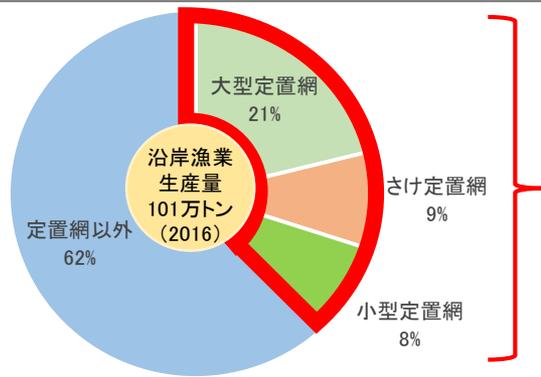
②全漁獲量に占める漁業種類数の比較(日本とノルウェーの比較)

ノルウェー

(2007年)



③日本沿岸における漁業種類別漁獲量の構成(2016年)

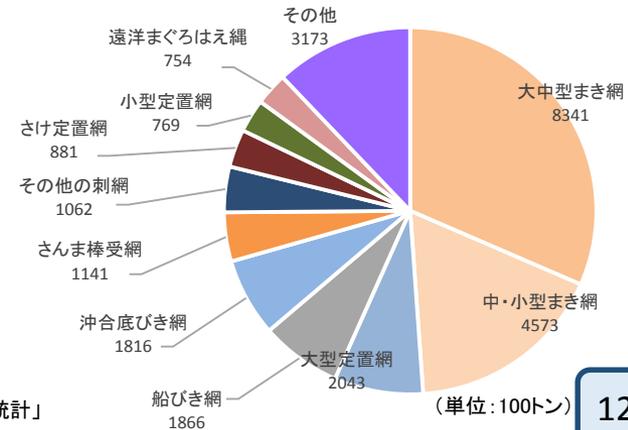


定置網で沿岸漁業の生産量の約4割

資料: 農林水産省 「漁業・養殖業生産統計」

日本

(2016年)



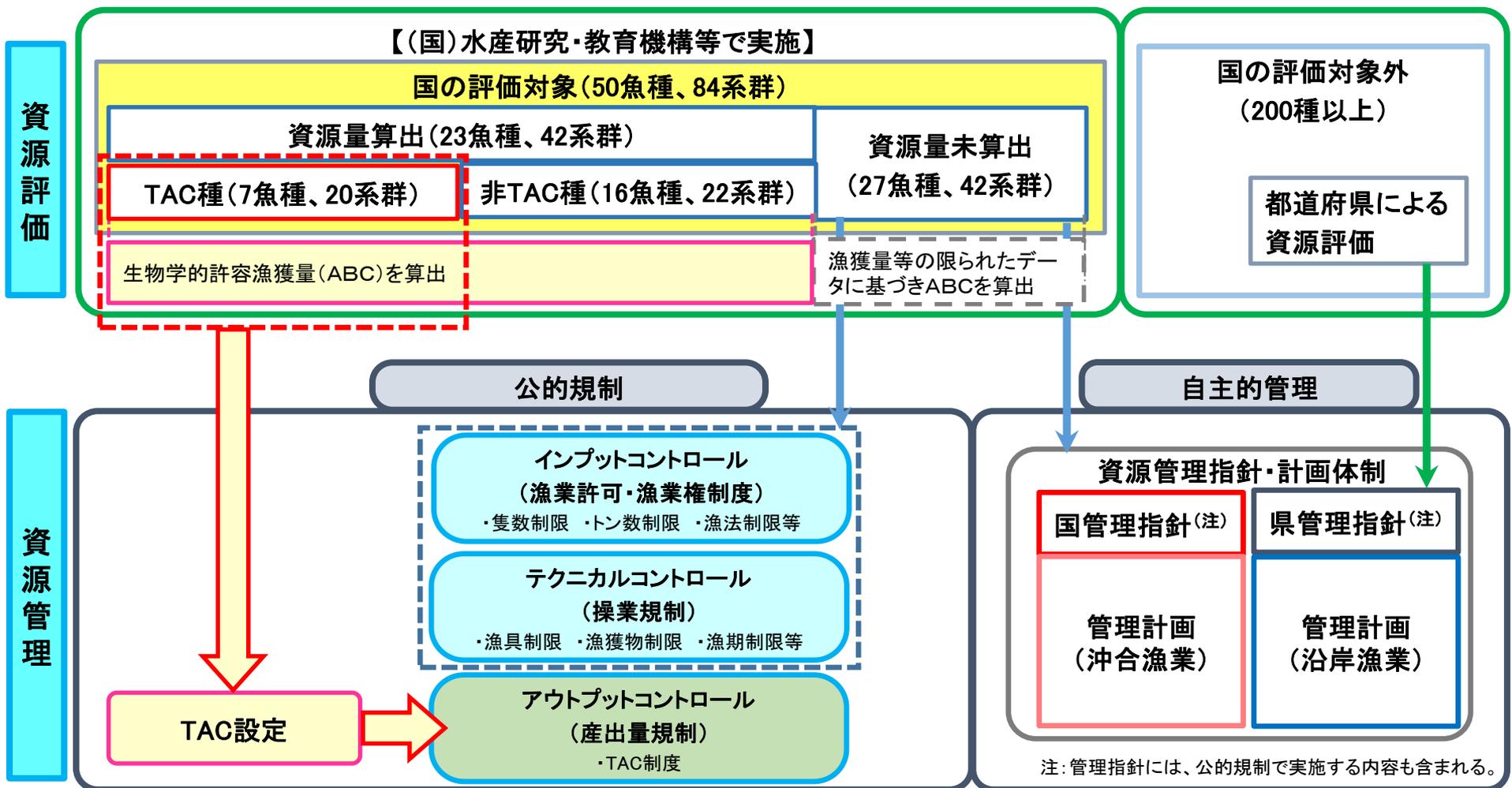
資源管理に係る我が国の法制度

- 我が国では、漁業法、水産資源保護法、TAC法など複数の法律を根拠として資源管理を実施。
- インプットコントロールやテクニカルコントロールは主に漁業法や水産資源保護法に基づいて実施されており、アウトプットコントロールは主にTAC法に基づいて実施されている。

法律名	目的	資源管理に係る主な手法
漁業法 (昭和24年法律第267号)	漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ること	・許可漁業における許可 ・漁業権漁業における免許等による インプットコントロール (・操業隻数制限 ・漁船トン数制限 ・操業期間制限 ・漁船馬力制限 等)
水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)	水産資源の保護培養を図り、かつ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与すること	農林水産省令及び都道府県の漁業調整規則等による テクニカルコントロール (・漁具制限 ・漁獲物制限 ・地域制限 ・漁期制限 等)
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(TAC法) (平成8年法律第77号)	漁業法又は水産資源保護法による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資すること	農林水産大臣の定める基本計画によるアウトプットコントロール (・漁獲可能量(TAC) ・個別割当方式(IQ) 等)

日本の資源管理の概要

- 日本の資源評価は、まだ一部の魚種にとどまっており、また、TACは7魚種のみ。
- こうした資源評価を前提に、国や都道府県による公的規制と、漁業者の自主的管理の組合せにより資源を管理。



日本の資源評価の手法（米国・EUとの比較）

- 日本では、これまで、資源状態を過去の水準と比較して評価。
- これに対し、米国・EUでは、漁獲圧力も含めて資源を評価しており、資源管理のあり方に直結する評価となっている。

	日本		米国			EU		
評価数	84系群(2016年)		473系群(2~3年毎に実施、2015年は121系群)			186系群(2014年)		
評価結果	資源状態	高位	資源状態	乱獲 (Overfished)	適正	不明	資源状態: 適正 漁獲圧力: 適正	22
		中位		38	196	239	資源状態: 適正 漁獲圧力: 過剰	37
		低位	漁獲圧力	過剰 (Overfishing)	適正	不明	資源状態: 乱獲 漁獲圧力: 適正	19
				29	286	158	資源状態: 乱獲 漁獲圧力: 過剰	108

注1: 米国及びEUの評価は、最大持続生産量を達成する水準より上(適正)か下か(過剰又は乱獲)に2区分。日本は、過去の水準と比較し、高位・中位・低位と3区分。

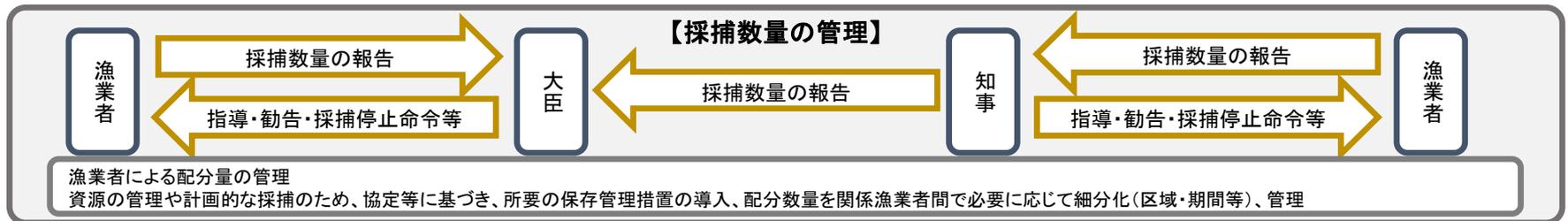
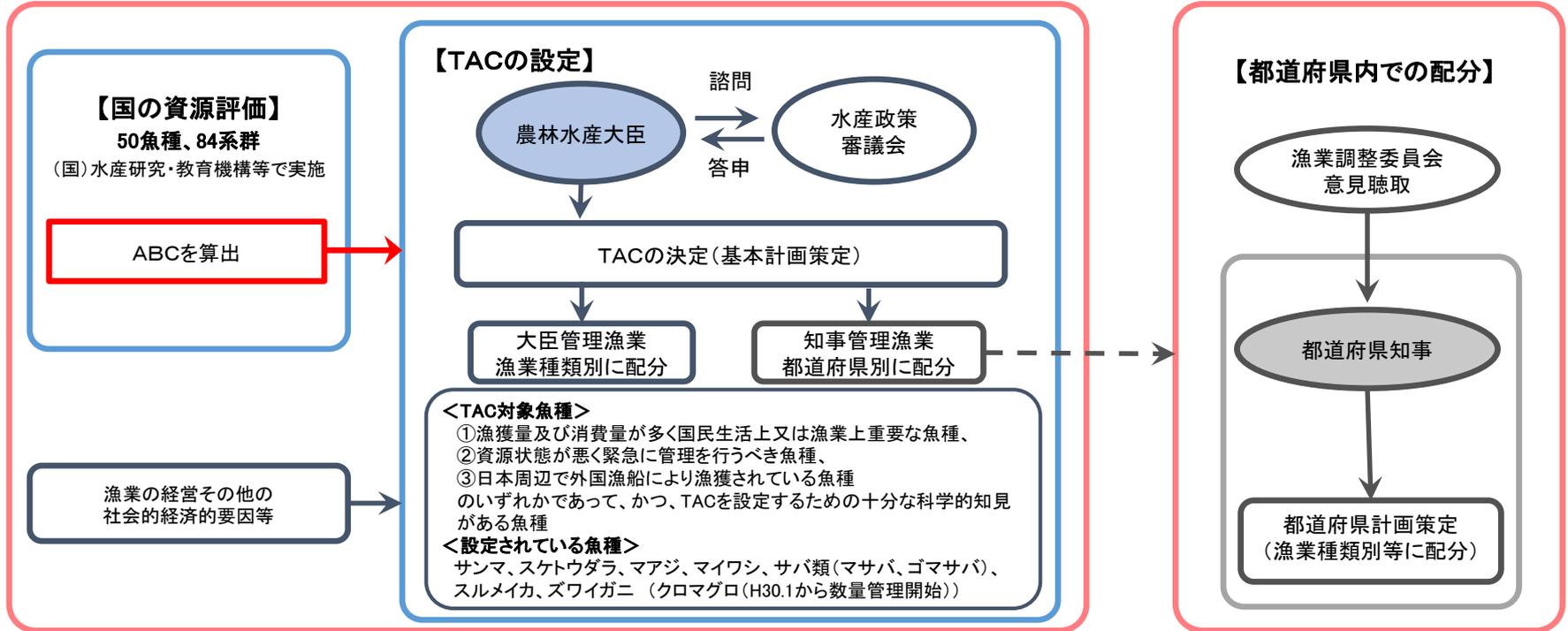
注2: 米国は資源状態を2区分。これに加え、漁獲圧力を更に2区分。評価は全米8カ所にそれぞれ設置された地域漁業協議会の科学統計委員会が実施。

注3: EUは資源状態と漁獲圧力で4区分。評価は国際海洋調査評議会(ICES)が実施。

注4: 日本においても、評価報告書の中では、資源状態が乱獲かどうか・漁獲圧力が過剰かどうかも記載。評価は(国)水産研究・教育機構が実施。

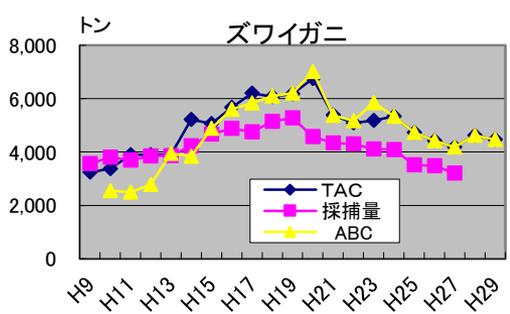
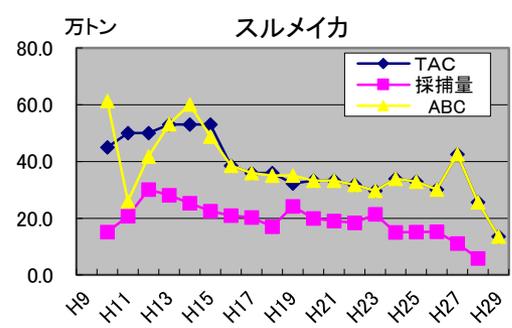
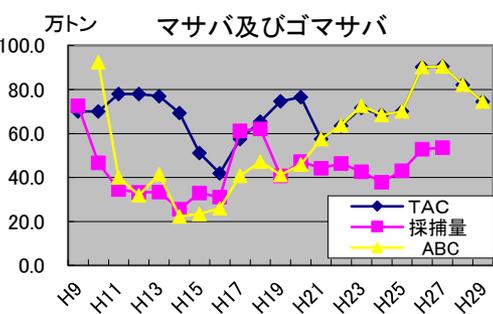
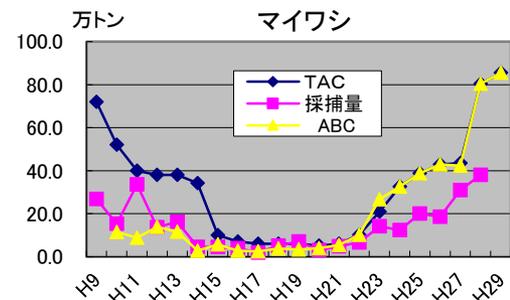
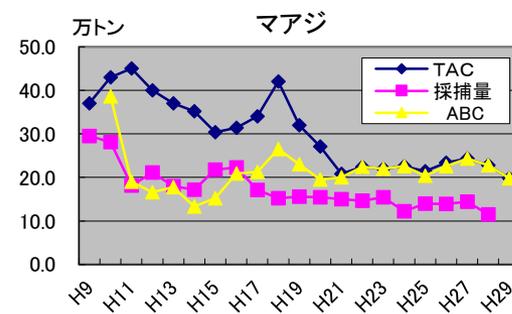
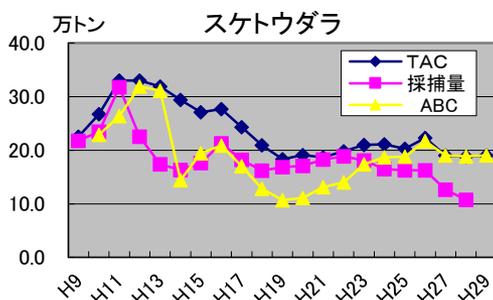
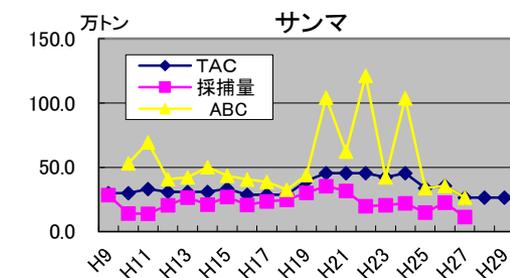
日本のTAC制度の概要

- TAC制度は、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、漁獲量が多く経済的価値が高いなどの要件に該当し、TACを決定するに足る科学的知見がある魚種を対象に、国が年間の漁獲量の上限を設定することで資源管理を図る制度。
- TACは、大中型まき網と沖合底びき網が主に漁獲する7種を対象に設定しており、対象となる漁業種類別に配分するが、その後は、当該漁業種類の団体内の自主調整に委ねられており、行政が漁船ごとの配分(IQ)を行っていない。



TAC魚種の改善と効果

- TAC制度は1997年に導入され、当初は漁獲実績等を勘案してABCを超えたTACを設定。その後、魚種の追加を行うとともに、2008年のTAC有識者懇談会以降、ABCとTACを合わせるよう努力し、2015年には例外となっていたスケトウダラにもABC=TACを導入するなど改善。
- 資源管理計画等その他の管理措置と相まって、サバ類、マイワシ等においてABCが増加するなど一定の効果。

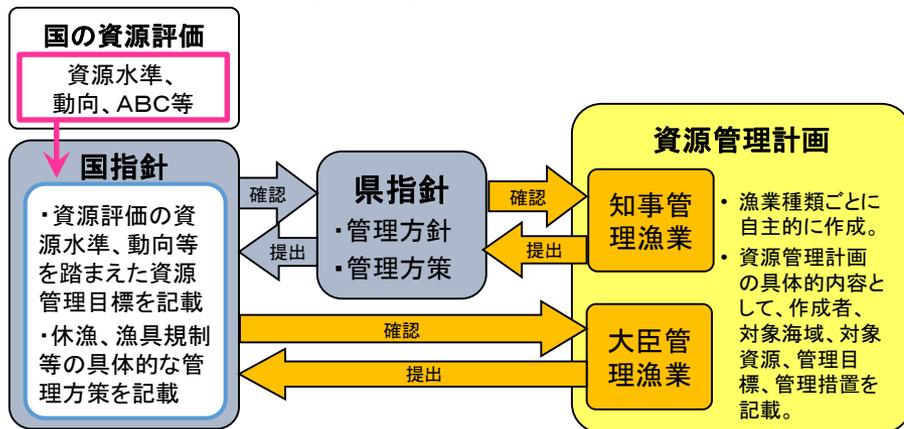


(注1) TACは期中改定後の数値
 (注2) ABCはTACを期中改定した場合は再評価後の数値

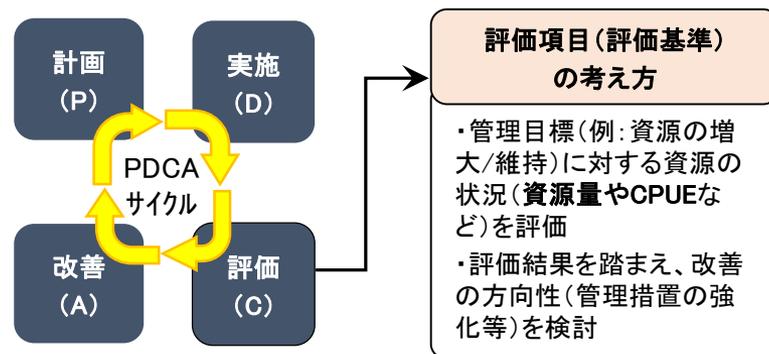
自主的管理（資源管理指針・管理計画体制）

- 2011年度から、TAC魚種や地域の重要種を中心に、国が定めた作成要領に基づき、国及び都道府県ごとに「資源管理指針」を策定し、これに沿って関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する資源管理体制がスタート。
- 2017年3月現在の策定状況：1,930計画（大臣管理14計画、知事管理：1,916計画）

【資源管理指針・計画の流れ】



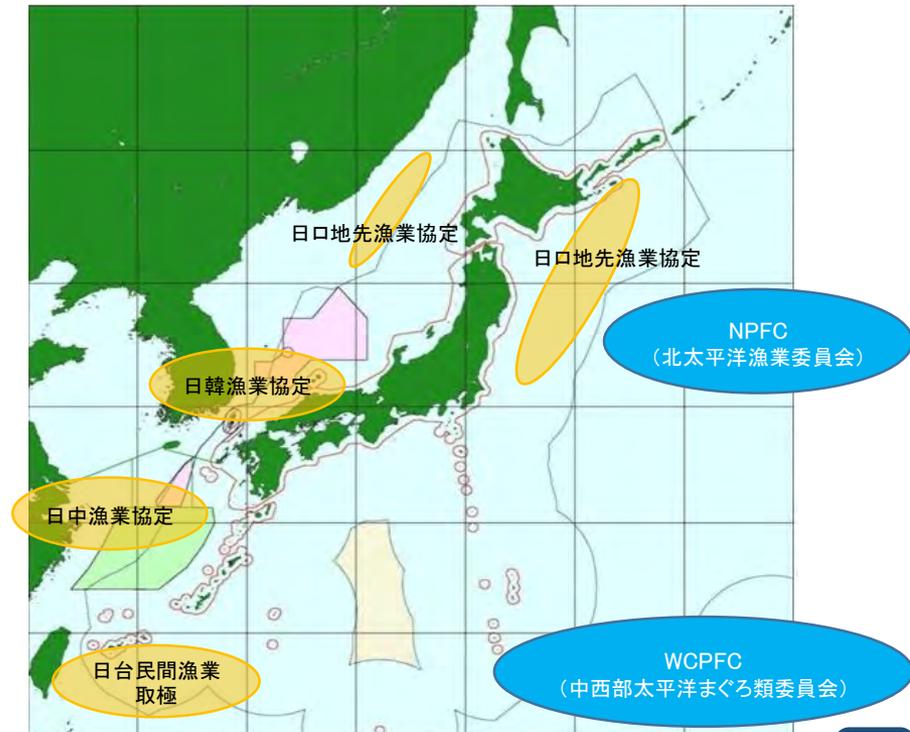
【資源管理指針・計画の評価・検証】



近隣関係国と共通の資源への対応

- 米国は近隣関係国が少なく、多くの資源が自国の管理で完結。
- EUは国際海洋調査評議会(ICES)を通じ、北大西洋沿岸国が協調して資源評価や管理を行う体制が確立。
- 我が国EEZ周辺は近隣国の漁業が盛んであり、主要資源の中には、①近隣国とまたがって存在(サバ、スルメイカ等)、②公海とまたがって存在(サンマ、サバ等)するものがある。また、日韓暫定水域、日中暫定措置水域、北方四島水域など主権的権利が十全に行使できない水域が存在。
- このため、我が国EEZ内の資源管理を強化した上で、二国間協定及び地域漁業管理機関といった国際的な枠組みを通じた資源管理の徹底を働き掛けていくことが必要。

	米国	EU	日本
資源評価実施機関及び体制	地域科学センター(6地域)において資源調査・評価を実施。	国際海洋調査評議会(ICES)において、関係国の調査の調整・資源評価を実施。(20カ国の加盟国)	(国)水産研究・教育機構を中心とする関係県等からなる共同実施機関により資源調査・評価を実施。
共通の資源を利用する国・地域	カナダ、EU	ノルウェー、米国、カナダ(これらの国はICESに加盟)。	韓国、中国、北朝鮮、台湾、ロシア
周辺海域において設立されている地域漁業管理機関	北西大西洋漁業機関(NAFO)、北太平洋漁業委員会(NPFC)、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)	大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)、北西大西洋漁業機関(NAFO)、地中海漁業一般委員会(GFCM)	北太平洋漁業委員会(NPFC)、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)



※北朝鮮は国交なし

(参考) 国際的な資源管理の強化に向けた取組事例 (NPFCの例)

- 日本の周辺海域における資源の持続的な利用に向け、北太平洋漁業委員会の設立(2015年発効)等により、保護管理措置(漁獲量の制限等)の設置や監視の仕組みの構築等について、関係国への働き掛けを強化しているところ。
- 資源管理の更なる強化に向けて努力していく必要。

北太平洋漁業委員会(NPFC)の概要

参加国等

日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、台湾、米国
バヌアツ

対象資源

サンマ、サバ、クサカリツボダイ、アカイカ等(マグロ類、サケ・マスなど、他の条約の対象資源は対象外)

対象水域

おおむね北緯20度以上の北太平洋の公海



結果(2017年7月第3回NPFC)

(1) サンマの保護措置

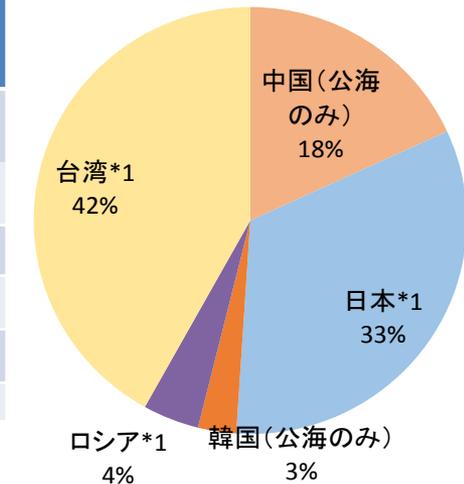
- ・ 日本の提案のうち、遠洋漁業国・地域による許可隻数の増加を禁止する措置については合意(国別漁獲上限については合意に至らなかった。)
- ・ 措置期間は1年限り(2018年の会合で再度議論)

(2) マサバの保護措置

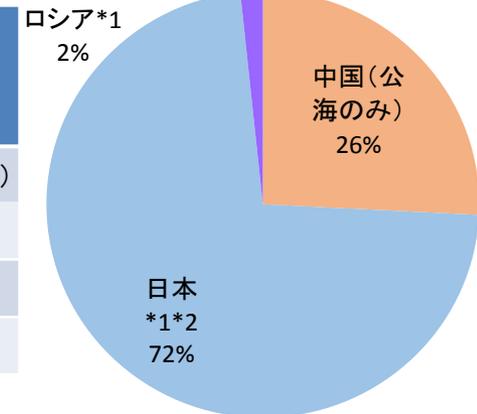
- ・ 日本の提案により、可能な限り早期に資源評価を完了し、それまでの間、公海でマサバを漁獲する許可漁船の隻数の増加を禁止する措置について合意。

北太平洋漁業委員会(NPFC)参加国等の漁獲状況

サンマ	2016年	
	漁獲量(t)	操業隻数(隻)
中国(公海のみ)	63,016	60
日本*1	114,222	209
韓国(公海のみ)	9,883	14
ロシア*1	14,623	37
台湾*1	145,531	91



サバ類	2016	
	漁獲量(t)	操業隻数(隻)
中国(公海のみ)	142,994	89
日本*1*2	402,178	*3
ロシア*1	9,242	46



*1: 日本、ロシア、台湾の漁獲量には、領海・200海里水域内での漁獲も含む。なお、ロシアの操業隻数については、公海と200海里水域で操業隻数が分かれて報告されていることから、その合計値を記載。

*2: マサバ(太平洋系群)、ゴマサバ(太平洋系群)の漁獲量合計を記載。

*3: 定置網を含む沿岸の小規模漁業でも漁獲されるため、実操業隻数は報告していない。